

(分野名) 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

(施策名) (4) 男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供

### 1 主な施策の取組状況及び評価

- ・統計法（昭和 22 年法律第 18 号）及び統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）に基づく統計調査の実施についての統計局統計基準部における審査・調整等の際に、男女共同参画社会の形成に資する統計の整備に配慮、その充実に努力。
- ・また、統計局統計調査部においては、調査実施者として、以下のとおり対応。
  - ・事業所・企業統計調査及びサービス業基本調査の調査事項の充実  
平成 16 年事業所・企業統計調査（簡易調査）及びサービス業基本調査において、前回調査（11 年）では男女別に区分していなかった従業者数を、16 年調査において男女別に区分して調査。（16 年度）
  - ・科学技術研究調査の表章の充実  
13 年以前の報告書は、「研究者」のみ、女性の表章を行っていたが、14 年の報告書より、「研究者」に加えて、「研究者のうち主に研究に従事する者」、「研究補助者」、「技能者」、「研究事務その他の関係者」及び「総数」についても女性の表章を実施。（14 年度）
  - ・無償労働の数量的把握の推進  
平成 13 年社会生活基本調査において、生活行動の 20 分類に加え、よりの確な無償労働の数量化に資するためのアフターコード方式による 62 分類の結果を公表。（15 年 3 月）

### 2 今後の方向性、検討課題等

- ・今後とも、各府省の統計調査計画の審査・調整に当たっては、調査実施府省の意見や報告者負担の軽減等の観点をも踏まえつつ、男女共同参画社会の形成に資する統計の整備に配慮し、その充実に努力。
- ・また、所管の統計調査の実施において、男女共同参画社会の形成に資するため、引き続き可能な限り、統計調査の充実に努めてまいりたい。

### 3 参考データ、関連政策評価等

- ・本施策に関する政策評価は行っていない。